

都市計画カレッジヒル元村地区計画を次のように決定する。

名 称		カレッジヒル元村地区計画
位 置		時津町元村郷地内
面 積		約 5. 5 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、時津町の南部に位置し、大学施設の立地があり今後も附属施設による土地利用計画がなされている。 そこで地区計画の策定により、建築物の用途の混在を防止し、ゆとりある良好な教育文化施設の立地及び文教的環境の保護を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	ゆとりある良好な教育文化施設の立地及び文教的環境の保護を図るために、教育施設を主体とした用地と同施設に附属する建築物等を配置する。 また、その保護等に特に支障を及ぼすおそれのない病院、福祉施設等についてもこれを認めるものとする。
	地区施設の整備方針	地区計画の目標にてらし、安全で快適な教育文化等の施設整備を行うため、地区内の道路、広場を適正に配置し、整備する。
	建築物等の整備方針	良好な文教的環境とするために、建築物等の用途について必要な基準を設定する。 特に意匠等については、周辺環境に充分留意し、都市景観の向上に資するものとする。

地 区 整 備 計 画	地 区 の 名 称	カレッジヒル元村地区
	地 区 の 面 積	約 5. 5 h a
	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	計画地区内において、以下に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 但し、制限の範囲内における施設に附属する建築物等については、この限りでない。 ① 学校（大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを含む） ② 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ③ 診療所、病院 ④ 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する町長が認める公益上必要な建築物
	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	1 6 5 m ²
	建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	① 屋根、外壁については落ち着いた色彩とし地区の環境に調和したものとする。 ② 敷地内に設置する駐車場及び自動車庫の構造、材料については、地区の環境に調和したものとする。 ③ 屋上の給水タンク等の設備類は、屋根又はこれらに類するもので覆うものとする。
備 考		

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、大学施設の立地があり、今後も学校の附属施設の土地利用が計画されている。そこで地区計画の策定により、計画的な市街地形成と教育文化施設等の立地を誘導するとともに、良好な文教的環境の維持・増進を図ることを資するものである。